

## 「本当にお得？」最終確認画面をしっかりと確認

SNS等の広告で「初回980円」「通常価格の80%OFF」など、通常価格より低価格で購入できることを表示する一方で、定期購入が条件となっている健康食品や飲料、化粧品の通信販売に関する相談が多く寄せられています。特に定期購入が条件であることを消費者が認識しないまま注文しているケースが目立っています。

### 【事例】士別市 15歳 女性

スマートフォンで動画を見ていると、除毛剤が「初回980円」という広告が表示された。驚きの除毛力とあり、2本で980円のところ1本プラスされるお得なコースを選択しコンビニ払いで注文して商品が届いた。ひと月後、再度除毛剤が届いたので、契約時、事業者から届いた注文完了メールを確認したところ、5カ月の定期購入が条件で総額48,800円、解約の連絡をしない限り継続される定期購入であった。申込みの際、公式販売サイトで定期購入契約との表示は確認できなかったため事業者に返品を求めたが、2回目に届いた商品までは支払ってほしいと言われた。

【処理結果】相談者は15歳の未成年であり、法定代理人の同意を得ていない契約であることを理由に、当センターから2回目以降の取り消しを求めて解約となった。

### 【詐欺的な定期購入商法禁止】

本年6月1日に、「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行され、販売業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面等で明確に表示することが義務づけられました。また、誤認させる表示等により、申込みをした場合は、申込みの取り消しができるようになりました。しかし、事業者の表示義務が強化されても、相談事例のように商品のイメージや価格だけで、即注文してしまう消費者は少なくありません。トラブルを防ぐためにも、「最終確認画面」で契約条件を十分確認することが大切です。

### ■最終確認画面を必ずチェック！

- ・定期購入が条件となっている場合：継続期間や購入回数は？総額は？
- ・契約の際の連絡手段：解約手段が電話やメッセージアプリに限定されている場合は、電話が繋がらない、アプリの操作がうまくできないこともある。
- ・解約・返品はできるか。返品特約や解約条件を確認する。・利用規約の内容を確認する。
- ・「最終確認画面」をスクリーンショットで保存する。
- ・未成年者の場合：販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があるか。年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力する。

トラブルが生じた場合には、士別地区広域消費生活センター23-3820にご相談下さい。

### 消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

### ■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用

来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

（右記アドレスからアクセスし相談内容を入力）→<https://www.harplg.jp/MiYrWNqj>

